

横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会（第1回選定委員会）議事録	
日 時	令和2年3月9日（月） 14：35～15：40
開催場所	寿福祉プラザ相談室2階
出席者	阪東委員、三浦委員、江原委員、柳原委員、事務局4名
欠席者	丹羽委員
議 題	1 委員長の選出 2 委員会の公開・非公開について 3 公募要項について 4 選定スケジュールについて
開催形態	一部非公開（議題3以降は非公開）、（議題1，2の傍聴者0人）
決定事項	1 阪東委員を委員長に選任した。 2 議題3以降は非公開とした。 3 公募要項については委員の意見を基に事務局が最終案を作成し、各委員が確認した後に確定する。 4 指定管理者選定までのスケジュール案のとおり指定管理候補者団体の選定を行う。 5 第2回選定評価委員会は7月上旬から8月中旬に非公開で開催する。
議 事	<p>1 事務局からの説明(議事前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定対象施設の施設見学を行い、横浜市寿生活館の概要を説明した。 ・指定管理者制度の概要について説明を行った。 ・委員4名が出席しているため、委員会が成立していることについて報告した。 <p>2 議事</p> <p>(1) 委員長の選出</p> <p>委員互選の結果、学識経験者である阪東委員が委員長として選出された。</p> <p>(2) 委員会の公開・非公開について</p> <p>委員長から、公募要項の検討以降については、応募者間の公平性を担保するため、非公開とすることの提案があった。</p> <p>→全会一致で、非公開とすることになった。</p> <p>(3) 公募要項(案)の検討について</p> <p>事務局から施設の概要、公募要項の構成と記載事項の概要、評価基準項</p>

目等を説明後、質疑応答を行った。主な質疑応答は以下のとおり。

ア 評価基準項目

(委員) 評価項目 1 (4)に「寿地区の地域特性の理解」とあるが、施設運営に必要な視点である一方で、応募者を限定的にしてしまう可能性があるが、どのように考えているか。

(事務局) ご指摘のとおり運営者に求める要素として応募資格や評価基準において「地域特性の理解」を掲げているが、評価項目全体で見れば大きな比重を占めるものではなく、これによって直ちに応募者が限定されることにはならないと考えている。

(委員) 施設運営にあっては、建物修繕や機能向上等施設整備と福祉的運営を両輪で進めることが大切だが、それぞれ得意とする事業者は異なると思う。共同企業体等あれば理想的と思われるが、そうした事業者の応募は想定しているか。

(事務局) 過去の応募状況では実績はないが共同企業体等からの応募も可能であると考えている。

(委員) 昭和40年竣工の建物であり、完成から相当年数が経過している中では、中長期的な修繕計画等の整備計画やあり方も重要な視点。最近では近隣に横浜市寿町健康福祉交流センターが完成しており、近隣施設との特色の違いや設立時と現在における地域の状況の違いによる役割の変化に係る意識についても運営者に求められる視点であると考え。

また、それを踏まえれば、事業実績や提案の評価についても、単に利用者が多いから良しとするのではなく、方向性に沿ったものになっているかを確認できることが望ましい。添付資料にある現指定管理者の実績報告ではその点が読み取りづらいように思う。

(委員) 生活館はその竣工からの長い経過の中で、住民や地区外の人も含め地域のボランティア活動が実施されるなど、地域に密着した施設として醸成されつつある。(あり方という視点では) こうしたものを大切にしつつ、さらに活性化することも必要であると考え。

(事務局) 施設のあり方については、市としても課題であることは認識している。一方で整理の仕方にも様々な方法が考えられ、方向性というところまでには至っていない。次期指定管理期間においては、あり方の整理も並行して進めながら行っていくことになると考えてい

	<p>る。</p> <p>施設のあり方についてはどちらかという市としての判断の部分が大きくなるが、「設立時と現在における地域の状況の違いによる生活館の役割の変化についての考え方やそれを踏まえた事業展開」は、公募の視点に含めることとしたい。</p> <p>⇒評価項目の修正</p> <p>なお、事業報告書の記載方法については、この度の公募要項検討とは別に、記載方法を指導するなど適宜対応します。</p> <p>(4) 選定スケジュールについて</p> <p>事務局から選定スケジュールについて説明を行った。</p> <p>(委員) この選定スケジュールの公表はどのように行うのか。</p> <p>(事務局) ホームページ上での掲載と市民情報センターでの配架が主となる。</p> <p>(委員) それだけだと、あまり有効な公表とはならない気がしている。</p> <p>この施設に限った話ではないが、実際に公募を知りうるような周知手段とすることや、応募の際に求められるぼう大な提出資料を減らすなど、事業者が積極的に応募できるよう工夫できる点があると思う。</p> <p>(事務局) 公平性に配慮しつつ、地区内の会議においてPRを行うなど手法を検討して周知に努めていく。</p> <p>また、指定管理制度上のご指摘については所管部署に伝えさせていただく。</p> <p>(5) 第2回選定評価委員会の開催について</p> <p>第2回の選定評価委員会では、公募団体のプレゼンテーション、ヒアリングを行い、指定管理者候補者団体を選定するため、非公開で実施することを決定した。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1 選定委員・事務局名簿</p> <p>資料2 指定管理者制度の概要</p> <p>資料3 横浜市寿生活館の概要</p> <p>資料4 平成30年度横浜市寿生活館事業実績報告書</p> <p>資料5 横浜市寿生活館公募要項</p> <p>資料6 指定管理者選定までのスケジュール案</p> <p>資料7 第三者評価結果一覧表</p>

資料 8	横浜市寿生活館条例
資料 9	横浜市寿生活館条例施行規則
資料 10	横浜市寿生活館の指定管理者の選定等に関する要綱
資料 11	横浜市寿生活館指定管理者選定評価委員会運営要綱